平成２５年（フ）第１３８７号
北海道石狩市花川北１条４丁目111番地
債務者　石井みゆき（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４００号
札幌市北区篠路６条１丁目４番２号
債務者　渡邊　恵理
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４１０号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目８番12号　サンパーク白菊Ⅲ―202号
債務者　淡路　直美（旧姓和田山）
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４２９号
札幌市東区北44条東９丁目１番11号　第１はまなすマンション１号
債務者　鈴木美代子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４３４号
札幌市白石区平和通４丁目南３番15―102号
債務者　三浦　保子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４４５号
札幌市北区屯田７条11丁目８番23号
債務者　長谷川朱美
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４５６号
札幌市中央区大通西20丁目３番20―601号
債務者　皆川　義行
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４６０号
札幌市北区屯田６条２丁目２番25号
債務者　辻　　之勝
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４６１号
札幌市北区屯田６条２丁目２番25号
債務者　辻　　良子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４６５号
札幌市豊平区平岸８条13丁目１番５―205号
債務者　泉　　直人
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４７８号
札幌市北区北34条西７丁目１番10号　Ｐｌａｉｒｅ札幌205号
債務者　岡信　大介
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４８６号
札幌市中央区南６条西８丁目８番地５　クレイドゥル302号
債務者　松崎　幸一
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４９１号
札幌市西区八軒10条東１丁目１番30―103号
債務者　野呂　昌也
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４９５号
北海道北広島市希望ヶ丘３丁目３番地40
債務者　加藤　信行
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５０３号
札幌市中央区南11条西７丁目１番７―812号
債務者　中野　靖子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１号
京都府亀岡市本梅町平松河原垣内18番地
債務者　小早川富子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
京都府亀岡市本梅町平松河原垣内18番地
債務者　小早川和彦
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
山口県宇部市大字東岐波1342番地２　ベルクノアＡ棟101号、従前の住所山口県防府市清水町20番32号　サンシャイン椿203
債務者　松本　益子
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
山口地方裁判所宇部支部